

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

私たちコスモ・バイオグループ（以下、当社グループ）は、バイオ研究活動の支援を通じてバイオ・ライフサイエンス研究の進歩・発展に貢献することにより、生命と健康を守り、豊かで安心できる社会づくりに寄与することを社会的な使命と考えております。この使命の実現と当社グループの継続的發展を目指し、透明性が高く、効率的な経営体制を確立し、社会の規範に照らして適切な施策を実施することによりステークホルダーをはじめ社会の信頼を深めていくことが、当社グループのコーポレート・ガバナンス（企業統治）の基本的な考え方です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2④】（株主総会の電子行使・招集通知の英訳）

当社は、議決権行使書に加えてインターネットによる議決権行使を用意することで株主の利便性向上に努めておりますが、現時点においては、機関投資家や海外投資家の比率が僅少であるため、議決権電子行使プラットフォームの採用及び英文による招集通知の作成は行っておりません。今後、当社の株主における機関投資家や海外投資家の株式保有比率の状況を踏まえ検討してまいります。

【原則1-4】（政策保有株式）

当社は、政策保有株式に関する方針を作成し、投資先企業との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受を目的として、企業価値の向上のため、必要により政策保有株式を保有することができるものとしています。

政策保有の合理性の検証につきましては、保有先企業の財政状態、経営成績及び株価、配当利回り等の状況を確認し、当社グループにおいて、経営戦略上のメリット、事業内容と関連するメリット、将来的なビジネスの可能性等、企業価値の向上が期待できるかどうかや、リスク等を総合的に勘案した上で、毎年取締役会において保有継続の適否を判断しております。なお、保有の合理性が認められないと判断した株式は売却の可能性について慎重に検討し、政策保有株式保有の適否の検証及び検証内容の開示等につきましては、今後検討してまいります。

また、政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、適切な議決権行使が企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、当該企業の状況や取引関係等を踏まえた上で議案に対する賛否を判断し、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使しております。特に企業価値及び株主利益に大きな影響を与える可能性のある議案等（組織・事業再編に関する議案や買収防衛に関する議案など）については、慎重に判断することとしております。

【原則3-1】（情報開示の充実）

（ⅴ）取締役・監査役候補者の選解任とその指名を行う際の説明につきましては、当社第38回定時株主総会招集通知の参考資料に、社外取締役候補者の個別の選任理由を記載しております。

今後は、社外取締役候補者以外の候補者についても個別の選任理由を記載する方針です。

【補充原則3-1②】（英語での情報の開示）

直近の株主構成として、機関投資家や海外投資家の比率が僅少であるため、現状では英語での情報開示、提供は行っておりません。英語での情報開示等の要否につきましては、今後の株主構成等を踏まえ検討してまいります。

【補充原則4-1②】（中期経営計画へのコミット）

当社は、株主・投資家の皆様に対し、当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解頂くための情報開示のあり方として、事業年度毎の業績等の見通しを決算短信等にて公表しております。

実行における進捗状況等に乖離が生じた場合には、その乖離した原因を十分に分析の上、開示書類を通じて説明を行います。

現在当社は、具体的な施策とその目標数値につきまして、同業他社への対策もあり開示しておりませんが、中期経営計画を定め、その進捗確認及び分析を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

【補充原則4-1③】（最高経営責任者の後継者計画）

当社は、最高経営責任者である代表取締役社長等の後継者に関して、具体的な計画は有しておりませんが、後継者の育成は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な課題と認識しておりますので、今後、具体的な計画について、取締役会にて検討してまいります。

【補充原則4-2②】（サステナビリティを巡る取組みについての基本方針の策定）

（ⅰ）当社グループは、サステナビリティへの取り組みは重要な経営課題の一つであり、事業活動そのものが企業の社会的責任として考え、様々な取り組みを実施しております。

（URL：<https://www.cosmobio.com/jp/sustainability/>）当社は、事業活動を通じて企業価値の向上を目指し、社会の持続的な発展に貢献していきたいと考えています。

当社グループとしてサステナビリティの課題を抽出し、持続的な成長の実現に向けて、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の取り組みを推進してまいります。

取り組み状況は、当社コーポレートサイトやIR資料等で公開しております。

<https://www.cosmobio.com/jp/sustainability/csr/>

(ii)経営資源の配分について、原則3-1(i)に記載の経営理念、経営方針に則り、実効性あるものとなるよう取締役会での議論を経て中期経営計画を策定しています。また、業務執行取締役の四半期毎の取締役会への報告、四半期決算報告等を通じ計画の進捗・実行につき取締役会が確認し、監督・議論・助言を行っています。

なお、事業ポートフォリオに関する戦略に対する取締役会の監督は、今後の課題として、実効的に機能するように検討していきたいと考えております。

[原則4-8] (独立社外取締役の有効な活用)

当社は、独立社外取締役1名、独立役員2名を含む社外監査役3名を選任しております。独立社外取締役は1名ではありますが、社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻りに意見交換を行っており、現段階において当社の社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、十分に経営の監視及び監督は機能できているものと考えております。

今後、さらなる企業統治の質の向上、経営の透明性向上を図るため、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

[補充原則4-10①] (指名委員会・報酬委員会の権限・役割等)

当社は、独立社外取締役1名、独立社外監査役2名を含む取締役会で、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等について審議しております。

今後は、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための任意の委員会の設置もしくはその仕組みづくりについて検討してまいります。

[原則4-11] (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社取締役会は、経営の重要な意思決定を適切に行うために、取締役会全体として知識・経験・能力をバランス良く備え、ジェンダー・職歴・年齢を含む多様性が最適な形で確保されるべきと考え、当社では、各事業分野に精通した業務執行取締役(女性取締役1名含む)と、コーポレートファイナンス業務に精通した社外取締役によりバランスのとれた構成になっております。

国際性の面での多様性の確保につきましては、海外事業の規模の拡大に応じて、今後検討を行ってまいります。

また、監査役については、公認会計士として財務、会計に関する専門的知識を有する人材を1名以上選任しております。

今後は、取締役・監査役の自己評価に基づき取締役会で分析、検証を行うなど取締役会の実効性をさらに高めるための方策を検討してまいります。

[補充原則4-11①] (取締役会の多様性に関する考え方等)

当社の取締役会は、経営の重要な意思決定を適切に行うために、取締役会全体としての知識・経験・能力をバランス良く備え、ジェンダー・職歴・年齢を含む多様性が最適な形で確保されるべきと考え、各事業分野に精通した業務執行取締役(女性取締役1名含む)と、他社での社外取締役の経験をもつ独立社外取締役を含めて構成され、意思決定の透明化と監督機能の強化を図っております。また監査役については、公認会計士として財務、会計に関する専門的知識を有する人材を1名以上選任しており、バランスのとれた構成になっております。

今後は、取締役会の実効性をさらに高めるための方策として、取締役会にとって重要と考える取締役・監査役の知見・経験等及び会社の状況を踏まえ、各取締役のスキル・マトリックスを策定するなど、適宜見直しを図れるよう検討してまいります。

[補充原則4-11③] (取締役会の実効性評価)

当社の取締役会では、社外取締役及び社外監査役を中心に議論と審議を行い、実効性を高めるようにしております。

当社取締役会全体の実効性評価については、実施しておりませんが、今後、取締役会において、各役員への自己評価内容も踏まえつつ、取締役会の構成、活動状況及び運営状況等についての意見交換を行い、取締役会の機能向上に向けて評価の実施及びその結果の開示について検討してまいります。

[原則4-14] (取締役・監査役のトレーニング)

当社の取締役及び監査役は、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。

なお、セミナー出席の費用や外部講師を招いた費用等については、当社の規程に基づいて当社が負担することとしております。

今後、取締役会でこれらの実施状況を適切に確認してまいります。

[原則5-2] (経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、当社グループの経営方針や、中長期的な重要課題として将来を見据えた活動について、株主等全てのステークホルダーの皆さまにご理解を深めて頂くべく、有価証券報告書等で開示しております。

具体的な施策とその目標数値につきましては、同業他社への対策もあり現在は積極的に開示しておりません。

情報開示のあり方として、当社ウェブサイトなどで事業単年度ごとの業績見通しを公表することとしております。

現在、当社グループに係る中期経営計画は、社内の経営指標として策定しております。

将来的には、当社の今後の経営戦略や具体的な施策について、可能な限り具体的に説明できる体制を検討してまいります。

[原則5-2①] (ポートフォリオの基本方針)

事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況につきましては、取締役会での議論の上、今後、株主・投資家の皆様に分かりやすく示していけるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[対象コード]

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

[原則1-4] (政策保有株式)

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由での[原則1-4]の記載をご参照下さい。

[原則1-7] (関連当事者間の取引)

当社は、会社法の規定に従い、取締役の競業取引及び利益相反取引を行う場合には、あらかじめ取締役会の承認を要する事項とし、当該取引の有無及びその内容について適宜取締役会に報告しています。

また、取締役や取締役の親族、主要株主との関連当事者間取引につきましては、当該取引について、毎年その実績の該当可否を確認するチェック体制が整っております。取引実績がある場合は、関連法令に従って計算書類の注記表及び有価証券報告書にて開示してまいります。

[補充原則2-4①] (中核人材の登用等における多様性の確保)

当社グループでは、働くすべての人たちの人権が尊重されたよりよい職場環境・労働環境を目指し、能力を最大限に発揮して、新たな革新を生み

出せるように、性別・職歴・文化的背景・国籍など区別のない人材の登用・育成・活躍の推進に取り組んでおります。

当社では、2020年末時点で従業員男女比56:44、現時点では外国人の管理職への登用等の実績はありませんが、管理職の男女比64:36、従業員中途採用者の割合が70%を占めております。

数値重視の目標ではなく、常に平等かつ適切に、職場環境・人事評価制度等に対応することにより、従業員の向上心を高め、それぞれの能力を活かせる環境の整備を進めて参ります。

柔軟な働き方を可能とするための体制として、テレワーク制度の整備・フレックス出勤制度・介護休暇制度などを設け、育児期間中の時短勤務制度など様々なサポートを行っております。

従業員一人ひとりが最大限能力を発揮し活躍できるよう、社員教育の一環としてOJTやセミナー等の受講、また、積極的に業務のローテーションを実施し、今後も事業成長に必要な多様な人材の採用、育成、起用を継続的にいき、グループの事業拡大に活かしていきたいと考えております。

〔原則2-6〕〔企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は、企業年金制度を有しておりません。

〔原則3-1〕〔情報開示の充実〕

(i) 当社グループは、「ライフサイエンスの進歩・発展への貢献」を第一の経営理念に掲げ、ライフサイエンスにおいて研究者に信頼される事業価値を高め、技術・商品・サービスを通して社会に貢献すべく事業を展開しています。

当社の経営方針及び経営計画の詳細につきましては、当社ウェブサイトや有価証券報告書等において公表しております。

<https://www.cosmobio.com/jp/company/mission/>

(ii) 当社グループは、バイオ研究活動の支援を通じてバイオ・ライフサイエンス研究の進歩・発展に貢献することにより、生命と健康を守り、豊かで安心できる社会づくりに寄与することを社会的な使命と考えております。この使命の実現と当社の継続的發展を目指し、透明性が高く、効率的な経営体制を確立し、社会の規範に照らして適切な施策を実施することによりステークホルダーをはじめ社会の信頼を深めていくことが、当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する基本的な考え方で、当社ウェブサイト、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で開示しております。

<https://www.cosmobio.com/jp/sustainability/governance/corpogovernance/basic/>

(iii) 取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、報酬総額の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、独立社外取締役1名及び監査役3名（全員社外監査役であり、うち2名は独立社外監査役）の出席する取締役会にて決定しております。その内容の詳細に関しては、当社ウェブサイトのガバナンス体制の状況において公表しております。

<https://www.cosmobio.com/jp/sustainability/governance/corpogovernance/organization/>

今後、報酬の決定手続きについては、より客観性・透明性を高めるとともに持続的な成長に向けた適切な報酬体系になっているか、任意の報酬委員会の設置の要否を含め取締役会で検討してまいります。

(iv) 経営陣の選任と取締役・監査役候補の指名は、知識、経験、能力、人格等を総合的に勘案し、それぞれの責務に対する適任者を独立社外取締役1名及び監査役3名（全員社外監査役であり、うち2名は独立社外監査役）の出席する取締役会において承認し、取締役・監査役候補者については株主総会議案として提出しております。

経営陣がその任期中に法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断された場合には、取締役会において独立社外取締役及び監査役の意見も踏まえて、十分な審議を尽くした上で、決議することとしております。

今後は、客観性・適時性・透明性をより高められるよう、任意の指名委員会設置の要否もしくはその仕組みづくりを検討してまいります。

(v) コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由での〔原則3-1〕の記載をご参照下さい。

〔補充原則3-1③〕〔サステナビリティについての取組み〕

当社は、事業活動を通じて企業価値の向上を目指し、社会の持続的な発展に貢献していきたいと考えています。

当社グループとしてサステナビリティの課題を抽出し、持続的な成長の実現に向けて、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の取り組みを推進してまいります。

（i）自社のサステナビリティについての取組み

当社のサステナビリティの考え方や取り組み状況は、当社コーポレートサイトやIR資料等に公開しております。

<https://www.cosmobio.com/jp/sustainability/csr/>

（ii）人的資本や知的財産への投資等

当社は、中期経営計画において、生命科学の研究者に信頼される事業価値を高めるべく、持続的な成長に向けた取組みの推進を重要課題の一つとして捉え、この実現に向けた施策を策定しております。重点施策として、人事評価制度のブラッシュアップや、事業成長に必要な人材育成を掲げ、さらに従業員がその能力を十分に発揮し働ける環境整備や多様な働き方への対応を積極的に進めてまいります。また、中長期視点にたち、保有技術や共同研究の成果を活かした研究・事業開発を進めることで、知的財産の拡大及び活用を進めていきたいと考えております。

〔補充原則4-1①〕〔経営陣に対する委任の範囲〕

当社取締役会は、法令、定款及び取締役会規程で定める事項を決定しております。また、取締役会決議や業務分掌規程、決裁権限規程などにより取締役の役割や責任が定められており、取締役会で決議された業務執行事項については、業務執行取締役が迅速に対処しております。

〔原則4-9〕〔独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社は、独立社外取締役を選任するにあたっては、会社法の社外役員の要件及び東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、高い専門性を有し、豊富な経験・知見を活かして、当社の経営に対して適切な意見を述べていただける方を選任しております。

今後、監査等委員会の設置会社への移行を予定しており、取締役会で見識に基づき積極的に意見を述べる独立社外取締役を選定してまいります。

〔補充原則4-11①〕〔取締役会の多様性に関する考え方等〕

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由での〔原則4-11①〕の記載をご参照下さい。

〔補充原則4-11②〕〔取締役、監査役の兼任状況〕

当社の取締役及び監査役が他の上場会社の取締役を兼務する場合は、当社取締役及び監査役としての職務を果たす上で支障のない合理的な範囲に留めるべく努めております。なお、その兼務状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書等で毎年開示しております。

〔補充原則4-11③〕〔取締役会の実効性評価〕

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由での〔原則4-11③〕の記載をご参照下さい。

〔補充原則4-14②〕〔取締役、監査役に対するトレーニングの方針〕

当社は、新任の取締役・監査役に対して、就任時に、当社グループの事業・財務・組織等の必要な知識の習得、取締役・監査役として求められる職務と職責を理解する機会を提供し、更に就任後においてもこれらの継続的な更新を目的に、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等

を利用した研修の機会の提供やその費用の支援を行っております。
また、社外取締役・社外監査役に対しては、就任時に当社の事業内容・運営体制の概要を説明するほか、当社の事業及び組織等に関する情報提供を行うこととしております。

[原則5-1] (株主との建設的な対話に関する方針)
当社では、IR担当役員が株主との対話全般について統括を行い、建設的な対話の実現を図っております。
また、当社は、株主との建設的な対話を促進するための取組みとして、以下のとおり対応しております。
(i) 株主との対話全般については、代表取締役社長が下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように配慮いたします。なお、必要に応じてIR担当役員が社長の指示に基づいて行います。
(ii) IR担当役員の指示のもと、総務部IR担当者と関連部署とが連携することにより株主との対話を補助しております。
(iii) IR担当役員が投資家からの電話取材等のIR取材を積極的に対応するとともに、決算説明会を半期に1回開催し、代表取締役社長が説明を行っております。
(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念やその他IR活動から得られた情報は、IR担当役員が取締役に報告し、適切に取締役や監査役との情報共有を図っております。
(v) 株主・投資家との対話の際は、当社IRポリシーに従い、インサイダー情報に言及しないよう情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京中小企業投資育成株式会社	1,152,000	19.43
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 コスモ石油口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	576,000	9.71
原田 勝幸	140,900	2.37
コスモ・バイオ従業員持株会	118,600	2.00
株式会社ヤクルト本社	100,400	1.69
新日本空調株式会社	89,600	1.51
鈴木 由美子	82,300	1.38
船戸 俊明	75,400	1.27
原田 正憲	71,000	1.19
日本証券金融株式会社	66,900	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

当社は2013年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島村 和也	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島村 和也	○	---	弁護士・公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただいけるものと期待し、社外取締役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では内部監査部門、監査法人及び監査役会が相互に連携して、当社グループ全体の内部統制を常にモニタリングしております。内部監査につきましては監査室を実施部署として、監査役会が内容を確認しております。会計監査につきましては監査役会が確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 和寿	他の会社の出身者													
佐々木 治雄	公認会計士													
深見 克俊	他の会社の出身者									△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 和寿	○	----	取締役としての業務経験を有し、その経験と知見を当社監査体制の強化に生かしていただくため、社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
佐々木 治雄	○	----	公認会計士及び税理士の資格を有しており、その財務及び会計に関する専門知識と豊富な実務経験を、引き続き当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

深見 克俊	過去(7年前まで)に、当社の主要株主である東京中小企業投資育成株式会社の業務執行者として勤務しており、現在は同社の監査役として勤務しております。同社と当社には取引関係はなく、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	経営者として、また監査役として広く高度な見識と経験を有しており、これらを当社監査体制の強化にいかしていただくため、社外監査役に選任しております。
-------	---	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

I) 業績連動型報酬制度の導入

当社は、取締役の業績連動型報酬を2007年3月28日開催の第24回定時株主総会において導入し、2011年3月25日開催の第28回定時株主総会において取締役の業績連動型報酬の算定方法の変更を決議いただいております。

取締役の業績連動型報酬は、取締役の業績向上に対する意欲を高めることを目的として、親会社株主に帰属する当期純利益の増減により総支給額が増減するような仕組みをとっております。対象となるのは、法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である取締役のみを対象とし、社外取締役には支給しておりません。また監査役の報酬は監査役の協議により定めており、業績連動型の報酬は支給しておりません。

A. 総支給額

(i)親会社株主に帰属する当期純利益に、当期中に開催される取締役会において定めた比率(以下「配分利益率」といいます。)を乗じた額、又は(ii)変動枠年額(現行年額20百万円)のいずれか少ない額とします。

但し、当期連結売上高が前期連結売上高を上回らない場合及び親会社株主に帰属する当期純損失の場合は、親会社株主に帰属する当期純利益を0として計算します。(当期連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益は、当該年度の有価証券報告書に記載される監査法人の監査を経た連結損益計算書に計上される金額です。)

B. 個別支給額

各取締役への個別支給額は上記A.に基づき算出された総支給額を、取締役会において定めた職責指数で算定された下記役職ポイントに応じて按分した金額です(千円未満切捨て)。

<役職ポイント>

代表取締役社長 10

専務(代表権付) 7(8)

常務 6

取締役 5

C. 当事業年度における当該業績連動型報酬に係る指標及び実績

当事業年度における業績連動型報酬に係る親会社株主に帰属する当期純利益は674百万円、当期連結売上高は8,092百万円(前期連結売上高は7,590百万円)となりました。

第38期(2020年12月期)の取締役の業績連動型報酬は第38回定時株主総会終了後、下記のとおり支給額を確定いたしました。

総支給額: ¥12,805,000

また、第39期(2021年12月期)の取締役の業績連動型報酬については、連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、配分利益率は2021年2月12日開催の取締役会決議による1.7%であります。

各取締役への個別支給額は、総支給額を、取締役会において定めた職責指数で算定された下記役職ポイントに応じて按分した金額です(千円未満切捨て)。

<役職ポイント>

代表取締役社長 3.15

常務取締役 1.65

取締役 1.40

役職ポイントの総和は6.20(代表取締役社長1名、常務取締役1名、取締役1名)。

個別支給額の限度額は代表取締役社長 10,000千円

常務取締役 5,000千円

取締役 4,000千円

となります。

II) 自社株式取得型報酬の導入

2010年3月25日開催の第27回定時株主総会にて役員退職慰労金制度廃止を決議し、役員の月額報酬に退職慰労金引当相当額を加算した新たな報酬額を決定いたしました。

これに伴い、取締役については、長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、月額報酬の一定割合を役員持株会に抛出して自社株式を取得するものとし、取得した株式は原則として退任時まで売却を不可とすることで、取締役の報酬と当社株価との連動性を持たせた株式取得型報酬を導入しています。

III) 譲渡制限付株式報酬の導入

2021年3月23日開催の第38回定時株主総会決議により、取締役(社外取締役を除く)に対し、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の割当のための金銭報酬債権の総額を年額500万円以内とする譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

対象取締役は、当社取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年40千株以内といたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会で決議された限度内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2010年3月25日開催の第27回定時株主総会において固定枠年額170百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)及び変動枠年額20百万円以内(下限は0とする。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2001年3月29日開催の第18回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

当事業年度の取締役の報酬の決定における取締役会の活動状況は、2020年2月14日に業績連動型報酬の配分について決議しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

常勤監査役が監査役会の運営を行っており、専任で社外監査役をサポートする担当者は設けておりません。社外監査役に対しては、取締役会資料を事前配布するとともに、取締役会開催に際して必要な説明を事前に行っております。また、社外取締役を専任でサポートする担当者は設けておりません。社外取締役に対しては、取締役会資料を事前配布するとともに、取締役会開催に際して必要な説明を事前に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社であり、最高決定機関である株主総会の下に、取締役会と監査役会を運営上の基本機関としております。

「取締役会」は、提出日現在、4名の取締役(うち独立社外取締役1名)で構成されております。原則毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を開催しております。取締役会の規程に基づき、経営に関する基本方針および経営上の重要事項を決議決定し、また、業務施策の進捗状況確認等、経営上の重要な意思決定をするとともに、取締役の職務執行を監督しております。また、当社では、取締役が監督と業務執行の職務を兼ねておりますが、さらに業務執行の効率化を図るため取締役以外の執行役員制度を2013年7月から導入しております。

なお、取締役会の議長は、代表取締役櫻井治久が務めております。その他の構成員は、取締役柴山法彦、取締役栃木淳子、社外取締役島村和也であります。また、常勤社外監査役佐藤和寿、社外監査役佐々木治雄、社外監査役深見克俊が出席しております。

「監査役会」は、提出日現在、監査役3名(全員社外監査役であり、うち2名は独立社外監査役)で構成されております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するほか、重要書類の閲覧や業務進捗状況の聴取を行い、業務監査、会計監査等、内部統制業務執行に関して適法性と妥当性の監査を行っております。監査役会は原則毎月1回開催しており、監査役相互の意見交換が行われております。また、「監査法人」及び「監査室」と連携して当社の会計監査及び内部統制の監査に関する協議も行っております。

なお、監査役会の議長は、常勤社外監査役佐藤和寿が務めております。その他の構成員は、社外監査役佐々木治雄、社外監査役深見克俊であります。

「幹部会」は、常任役員、執行役員、事業部長、部長及び室長で構成されており、原則毎月1回開催しております。業務上の重要事項についての迅速な審議と情報共有を行っております。

なお、当社の幹部会の議長は、代表取締役櫻井治久が務めております。その他の構成員は、取締役柴山法彦、取締役栃木淳子、常勤社外監査役佐藤和寿、他に執行役員、事業部長、部長及び室長が出席しております。

また、当社では、企業倫理規程に基づき取締役、執行役員、事業部長、部長及び室長で構成される「企業倫理委員会」を設置しており、役員・従

業員が常に法令遵守及び社会倫理に則った行動を取るよう実施状況を監査しております。企業倫理委員会の元には、コンプライアンス担当役員を置き、役員及び従業員の職務の執行を監視し、適切な指導及び改善勧告を行っております。

当社のリスク管理体制は、2006年5月にリスク管理に関する組織体制を見直し、取締役、執行役員、事業部長、部長及び室長で構成されるリスク管理委員会を設置し、組織的なリスク管理を推進しております。総合的なリスク管理につきましては、必要に応じて取締役会に上程しております。

「責任限定契約」につきましては、当社は業務執行取締役ではない取締役及び監査役と、会社法第427条1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

「内部監査」につきましては、監査室2名が担当し、内部監査規程に基づき年間内部監査計画を策定し、全部門を対象に監査し、業務執行における法令や規程の遵守及び業務の合理化・効率化を監査しております。

「監査役監査」につきましては、常勤監査役1名(社外・独立)および非常勤監査役2名(社外・独立1名、社外1名)の合計3名が担当し、社内外の観点から客観的な経営の監視を行っております。また、監査役3名のうち1名は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務・会計に関する知見から監査の実効性向上を図っております。監査役は取締役会に出席し、法令遵守(コンプライアンス)の状況等を常に確認しております。

なお、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役1名を定めております。

子会社の管理を担当する部署を企画部とし、「関係会社管理規程」に従い、子会社への指導・支援を実施しています。また、当社の取締役が定期的に経営管理状況を監督するとともに、業績を含めた財務状況と経営課題の報告、取組みの進捗については、各定例会議にて情報共有を行うようにしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上述の体制を採用することで、取締役会における経営の意思決定機能及び業務執行を管理監督する機能の充実化、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、比較的株主総会の集中しない12月決算会社であり、年間を通しての株主総会第一集中日には該当しておりません。
その他	当社ウェブサイトにて招集ご通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにてIRポリシーとして掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の個人投資家向けの会社説明会を開催し、個人投資家への情報発信の場を広げようと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度及び第2四半期決算短信発表後に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、株主総会招集通知、各種開示資料、決算説明会資料、事業報告書等を掲載しております。また当社ウェブサイトにてQ&A等、投資家に当社をご理解いただけるような情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社総務部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規程及び企業行動方針を定め、ステークホルダーの立場を尊重するよう規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動として、大学等が主催する高校生等を対象としたバイオ研究の公開講座を支援する『公開講座応援団』や、生物ロボットコンテスト(iGEM)への参加チームを支援する活動を通し、広くバイオ研究の普及に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理規程および企業行動方針において、企業情報を適切に開示するよう規定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

一. 基本的考え方

当社グループでは、ステークホルダーをはじめ社会からの信頼を得る、透明性の高い効率的な経営を推進する為に、内部統制システムの構築・整備を進める考えであります。

二. 整備状況

当社及び子会社の内部統制システムは、次の通りに構築・整備されております。

1. 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法362条4項6号及び会社法施行規則100条1項4号並びに同5号ニ）

- (1) 代表取締役社長は、法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを、当社及び子会社の取締役及び使用人に明示し、定期的な研修を実施する。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守するとともに、企業倫理及び社会的責任を定めた企業倫理規程及び附則の企業行動指針に則り職務を執行する。
- (3) 当社は、企業倫理委員会の下にコンプライアンス担当役員及びコンプライアンス推進者を置き、当社グループのコンプライアンス、企業倫理及び社会的責任の構築、維持・向上に努める。
- (4) 企業倫理委員会は、コンプライアンスの状況等につき監視し、適切な指導、改善勧告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則100条1項1号）

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則100条1項2号及び同5号ロ）

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理を体系的に規定するリスク管理規程を定める。
- (2) 当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (3) リスク管理委員長は、当社グループ全般のリスク管理につき、取締役会に報告する。

4. 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条1項3号及び同5号ハ）

- (1) 取締役会は、当社グループの経営計画及び予算を策定し、各取締役及び各部門は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- (2) 業務執行のうち重要な経営判断が求められるものについては、全取締役を含む幹部会及び取締役会にて審議し、合議制を基本として決定する。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則100条1項5号イ）

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社からの報告を受け、また必要に応じて関係資料等の提出を求める。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則100条1項5号）

- (1) 会社は、企業集団の運営面で、すべてのステークホルダーに対し、説明責任を負うことを認識する。
- (2) 当社は、関係会社管理の部署を定め、関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理を行う。
- (3) リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理の体制を構築し、運用する。
- (4) グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて企業倫理委員会の開催及び内部監査部門による内部監査を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則100条3項1号、2号及び3号）

- (1) 監査役からの要求がある場合、監査役の職務を補助する使用人を置き、必要な人員を配置する。
- (2) 当該使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役会の事前の同意を必要とする。
- (3) 当該使用人は、監査役からの監査業務の指示に基づく職務執行において、取締役等の指揮命令は受けない。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則100条3項4号及び同5号）

- (1) 当社及び子会社の取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等を通じて監査役に定期的に報告を行う。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、または発生する恐れがある時、或いは取締役及び使用人等による違法または不正な行為を発見した時、その他監査役に報告すべき事項が生じた時は、速やかに報告する。
- (3) 監査役は、重要な経営判断が求められる会議に出席する。
- (4) 代表取締役社長が決裁した重要事項は、監査役に報告する。
- (5) 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、監査役の求めに応じて事業の報告を行うとともに、当社グループの業務及び財産の状況の調査に協力する。
- (6) 当社及び子会社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則100条3項6号）

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項7号）

- (1) 取締役及び取締役会は、取締役の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- (2) 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役会との定期的な意見交換を行う。
- (3) 当社は、企業集団における監査役、会計監査人、内部監査人相互の緊密な連携及び情報交換を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力排除につき、企業倫理規程に明文化する。反社会的勢力対応部署を設置し、反社会的勢力対応担当役員をおく。対応に際しては、代表取締役社長以下、組織全体として対応する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。また、不当要求の際には、民事と刑事の両面から法的対応を行い、対応する従業員の安全を確保する。
- (3) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。
- (4) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示における基本方針

当社は、経営の透明性と健全性の確保に努めることは証券取引の公正性と健全性に貢献し、証券市場における当社の信頼を確保することが重要な経営課題の一つであると認識しており、会社情報として重要な決定事項及び重要な発生事項については、適時開示規則に基づき投資者に対して、迅速かつ的確な情報開示を行うことが重要であると認識しております。

2. 会社情報の適時開示における社内体制

(1) 会社情報の取扱い及び適時開示の責任者は総務部担当役員もしくは、総務部長、企画部長としております。

(2) 管理部門組織を通じて、各部門長から総務部担当役員に報告され、必要に応じて取締役会等への報告がなされる社内体制が構築されております。

(3) 適時開示が必要となる会社情報につき、決定事項については、取締役会決議等の決定が行われた時点、発生事項については、その発生を認識した時点で滞ることなく情報開示が出来る体制を構築しております。

3. 内部情報の管理について

(1) 情報管理の運用及び安全性確保に関しては、情報取扱責任者である総務部担当役員より周知徹底を行っております。

(2) 自社株式の売買に関する行動基準及び内部情報の管理は、「インサイダー情報管理規程」に定め、内部情報の管理及び内部者取引の未然防止を図ることを目的としております。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図につきましては、下記をご覧ください。

